

# 特別養護老人ホーム 足立万葉苑 ユニット型指定介護老人福祉施設運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人射水万葉会が開設する特別養護老人ホーム（ユニット型指定介護老人福祉施設）足立万葉苑（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入所者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及び居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入所者が相互に社会的関係を築きながら自らの能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

## 第2章 施設の名称等

(名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム 足立万葉苑
- (2) 所在地 東京都足立区六月二丁目11番20号

## 第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」等に示された所定の職員を満たしたうえで、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師 1名（嘱託医師）
- (3) 介護支援専門員 2名
- (4) 生活相談員 1名
- (5) 介護職員 34名以上
- (6) 看護職員 3名以上
- (7) 管理栄養士 1名

- (8) 機能訓練指導員 1名
- (9) 事務員 2名
- (10) 調理員 10名 (委託先調理員)

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括するとともに福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
  - (2) 施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
  - (3) 医師は、入所者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
  - (4) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者の満足度を確保する。
  - (5) 生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画に反映させる。
  - (6) 介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
  - (7) 看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
  - (8) 管理栄養士は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
  - (9) 機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
  - (10) 調理員は、給食業務に従事する。
  - (11) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- 2 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。
- 3 職員は、別に定める「介護マニュアル」、「食事援助マニュアル」、「感染症対策マニュアル」、「転倒防止対策マニュアル」を遵守することとする。
- 4 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。又、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

## 第4章 定員及びユニット数

(定員)

第6条 施設（短期入所・介護予防生活介護事業所は除く。）の入所定員は、100名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。
- 3 ユニット数は10とし、ユニットごとの定員は10名とする。

## 第5章 入所者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した施設サービス計画書等の原案を作成し、それを入所者等に対して面接のうえ説明し、文書により合意を得るものとする。

- 2 前項に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。
- 3 前項の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して、施設サービス計画書に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談のうえ、説明を行わなければならない。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、施設サービス計画書に則って行ったサービス提供の状況やその折の入所者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

- 2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 施設が提供する居室は個室とする。

入所の際に選択する階及び居室は、入所者の希望及び居室の空室状況等により、施設が決定するものとする。

- 2 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入所者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造をもつこととする。

- 2 入所者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴を行う。ただし、入所者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でない判断する場合には医師の指示に従うものとする。

(排泄)

第13条 入所者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものを提供することとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前 7時40分～午前 8時40分

(2) 昼食 午後 0時00分～午後 1時00分

(3) 夕食 午後 6時00分～午後 7時00分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2時間以内)食事の取り置きをすることができる。

4 最低1日前に、あらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 栄養室が提供する食事以外で入所者が個別に希望されるメニューを、契約書別紙に定める料金で提供するものとする。

6 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。

(送迎)

第16条 入所者の入所及び退所時には、入所者等の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として東京都足立区内全域とする。

(相談、援助)

第17条 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第18条 入所者の心身の状況等に応じて、入所者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の便宜の供与等)

第19条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入所者が自ら希望・選択する自立的な生活を送れるよう支援するものとする。1日あたりの主な日課及び年間行事は別に定める。

2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者が行うことが困難である場合は、当該入所者等の申し出及び同意に基づき、ホームが代わって行うことができる。

3 入所者の希望により、要介護認定の更新や再認定の代行業務を行う。

#### (介護)

第20条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入所者の状態に合わせ、施設サービス計画書にそって提供するものとする。

#### (リネン交換)

第21条 毎週1回居室のリネン交換を行うこととする。ただし、汚れたときには随時交換を行うこととする。又、入所者の希望や身体の状態に合わせて、医務室等との連携のうえ、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

#### (理美容室サービス)

第22条 入所者の希望により、実費負担のうえ専門業者が理美容を提供することとする。

#### (健康保持)

第23条 医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

#### (栄養管理)

第24条 個々の入所者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士、看護師、介護員等の多職種協働により行なうものとする。

2 入所者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行なうものとする。

#### (金銭等管理代行)

第25条 預り金等は、原則として、入所者または家族が管理することとするが、やむを得ない事情がある場合は、別に定める料金でホームが管理の代行を行うこととする。

#### (入院期間中の対応)

第26条 ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及び入所者の家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再びホームに円滑に入所することができるようにするものとする。

(入院期間中のベッドの活用)

第27条 入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、短期入所生活介護事業等に用いるベッドとして他の者に使用させることができるものとする。なお、使用にあたっては入所者又は家族の了解を得ることとし、使用中は居住費を徴収しない。

(緊急時の対応)

第28条 入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で入所者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入所者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(利用料)

第29条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として利用料の1割相当分(法定費用)と居室及び食事代、入所者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

2 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、重要事項説明書及び契約書別紙に記載の利用料とする。

3 施設の利用料は暦月によって、月額利用料を別途契約書に定める方法により支払うものとする。

4 利用開始又は利用終了にともなって、1か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。

## 第6章 施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第30条 入所者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第31条 入所者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面会)

第32条 入所者が外来者と面会しようとするときは、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第33条 入所者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第34条 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又、施設に協力するものとする。

- 2 入所にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等は清潔なものに限り持ち込むことができる。
- 3 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、衛生知識の普及、伝達に努めなければならない。

(感染症対策)

第35条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと
- (2) 前項に定める対策委員会をおおむね3月に1回開催する
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第36条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第37条 入所者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること

- (4) 所定場所以外での喫煙をすること
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (6) 故意に施設の設備もしくは備品に損害を与え、又は無断でこれを施設外に持ち出すこと

(秘密の保持)

第38条 施設は、業務上知り得た契約者、入所者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める情報提供同意書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持しなければならない。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

## 第7章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第39条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入所者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とする。

3 入所者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置を設置するものとする。また、居室にはスプリンクラー装置を設置するものとする。

5 施設は、3日間以上の備蓄食料品を準備することとする。

## 第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第40条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 職員は、入所者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為



- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入所者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや入所者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 入所者等を無視すること

3 施設は、虐待発生の防止に向け、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は施設長と  
また、職員は虐待発生の防止に向けた研修を年2回以上受講する。

虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに区市町村等関係者に報告を行い、  
事実確認のために協力する。事案について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、  
その内容について職員に周知するとともに、区市町村等関係者に報告を行い、再発防止に  
努める。

(身体的拘束等)

第41条 施設は、入所者の身体的拘束は行わない。万一、入所者等又は職員等の生命又  
は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族の同意を受けた場合にのみ、同  
意された条件と期間内に限って身体的拘束等を行うことができる。  
この場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとする。

(褥瘡対策等)

第42条 施設は、入所者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、  
褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防  
止するための体制を整備する。

(利用資格)

第43条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望す  
る者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により  
入所できる者であることとする。

2 施設の入所判定委員会にて入所順位が決定された者であって、入所の順番が到来し  
た者から入所させることとする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第44条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重  
要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意のう  
え、契約を締結するものとする。

(施設及び設備)

第45条 施設及び設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が規程の目的にしたがって決  
定するものとする。

2 入所者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設及び設備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(看取り介護)

第46条 施設は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

(葬儀等)

第47条 死亡した入所者に葬儀を行う者がいない場合及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第11条2項の規定を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第48条 入所者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入所者又はその家族に報告するものとする。なお、施設は苦情申立窓口を定めるものとする。

(介護サービス情報の公表)

第49条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人射水万葉会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人又は施設のホームページ等において行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第50条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第9章 雑則

(委任)

第51条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第52条 この規程の改正、廃止するときは理事会の承認を得るものとする。

附則

(施行)

この規程は平成26年6月1日から施行する

この規程は令和6年4月1日から施行する